

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年3月1日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(注1)
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 青野 紘子
同 宮本 康平
同 大栢 健太郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) (注2) -
プレミアム・キャリー戦略ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) -
Premium Carry Strategy Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 米ドルクラス：
10億米ドル(約1,462億円)を上限とします。
円クラス：
1,000億円を上限とします。
ユーロクラス：
10億ユーロ(約1,598億円)を上限とします。
豪ドルクラス：
15億オーストラリア・ドル(約1,422億円)を上限とします。

(注)米ドル、ユーロ、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2023年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.20円、1ユーロ=159.84円、1豪ドル=94.78円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドル、ユーロ、豪ドルの円貨表示は全てこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1)クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、2024年3月1日付で、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに名称を変更しました。

（注2）クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） は、2024年3月1日付で、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） に名称を変更しました。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年7月31日付で提出した有価証券届出書(2023年10月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)について、2024年3月1日付でファンドおよび管理会社の名称が変更され、ならびに同日付で報酬代行会社および代行協会の異動がありましたので、これらに関する記載を訂正するため、またその他の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）または傍線で示します。

表紙

< 訂正前 >

（前略）

発行者名 クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（Credit Suisse Management (Cayman) Limited）

（中略）

届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
プレミアム・キャリア戦略ファンド
（Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Premium Carry
Strategy Fund）

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

発行者名 UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（注1）
（UBS Management (Cayman) Limited）

（中略）

届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称 UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）（注2） -
プレミアム・キャリア戦略ファンド
（UBS Universal Trust (Cayman) - Premium Carry Strategy
Fund）

（中略）

（注1）クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、2024年3月1日付で、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドに名称を変更しました。

（注2）クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） は、2024年3月1日付で、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） に名称を変更しました。

第一部 証券情報

（1）ファンドの名称

< 訂正前 >

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - プレミアム・キャリア戦略ファンド
（Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Premium Carry Strategy Fund）

（注）プレミアム・キャリア戦略ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

< 訂正後 >

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） - プレミアム・キャリア戦略ファンド
（UBS Universal Trust (Cayman) - Premium Carry Strategy Fund）

（注）プレミアム・キャリア戦略ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

（2）外国投資信託受益証券の形態等

< 訂正前 >

(前略)

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

< 訂正後 >

(前略)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(1 2) その他

(口) 引受等の概要

< 訂正前 >

(前略)

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、決算報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

< 訂正後 >

(前略)

管理会社は、UBS証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注1)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、決算報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

(注2)代行協会員は、2024年3月1日付で、UBS証券株式会社に変更しました。以下同じです。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

<訂正前>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

(中略)

担保付スワップ・カウンターパーティーとは、担保付スワップのカウンターパーティーとして選択された1つ以上の事業体です。疑義を避けるために付言すれば、クレディ・スイスの事業体が担保付スワップ・カウンターパーティーとして指名されることがあります。2021年11月時点では、クレディ・スイス・インターナショナルが担保付スワップ・カウンターパーティーです。本戦略へのエクスポージャーは、原則、担保付スワップ締結時における純資産総額の100%を表すこととなります(プット・オプションは時価評価され、満期前のいかなる時点においても未実現の損失が本戦略の評価に影響することがあることに留意が必要です。)

(中略)

b. ファンドの特色

(中略)

信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券を発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

(中略)

(2) ファンドの沿革

2000年1月4日 管理会社の設立

2013年12月2日 基本信託証書締結

2014年7月1日 修正信託証書締結

2014年11月24日 修正信託証書締結

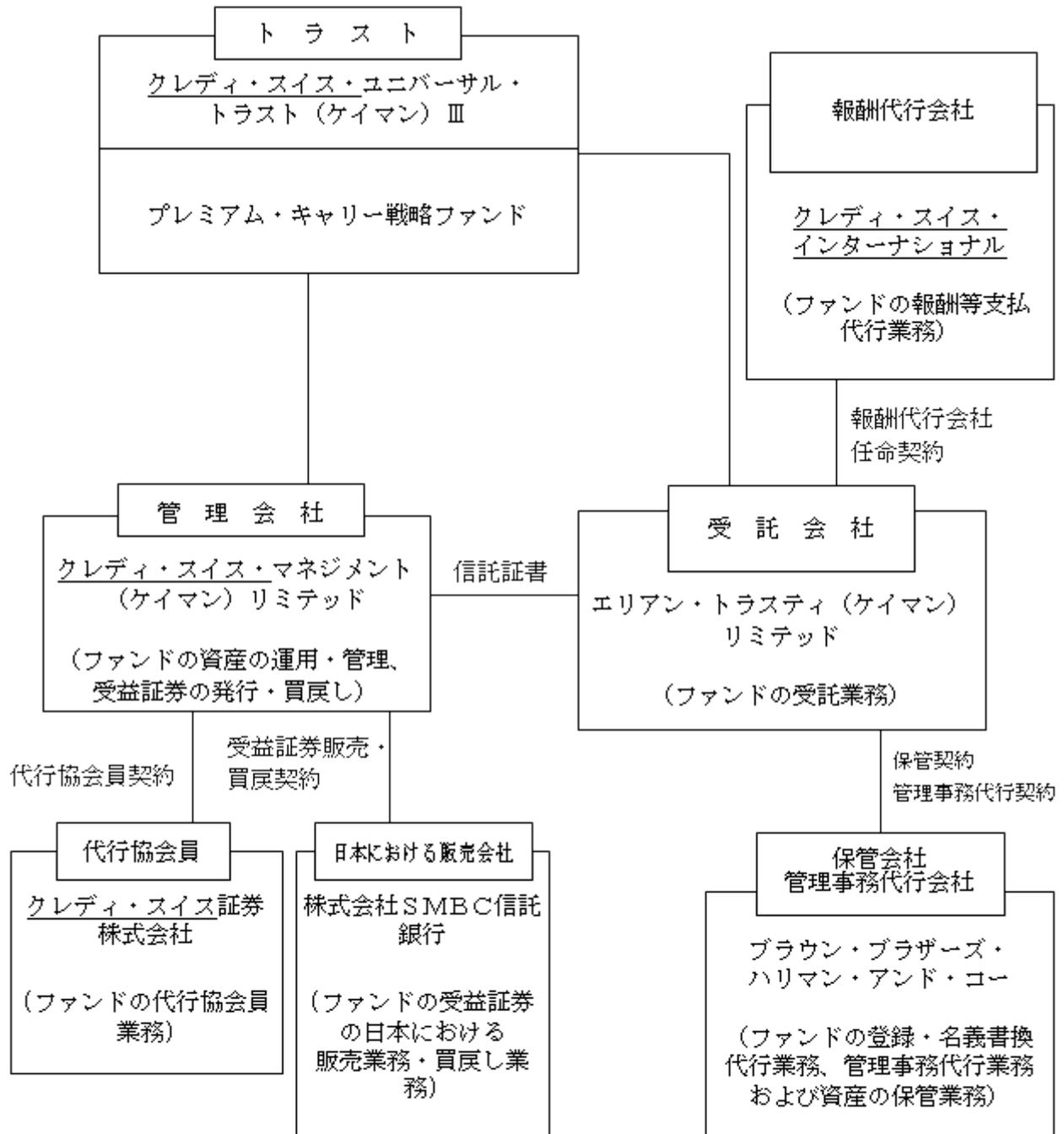
2014年12月29日 修正信託証書締結

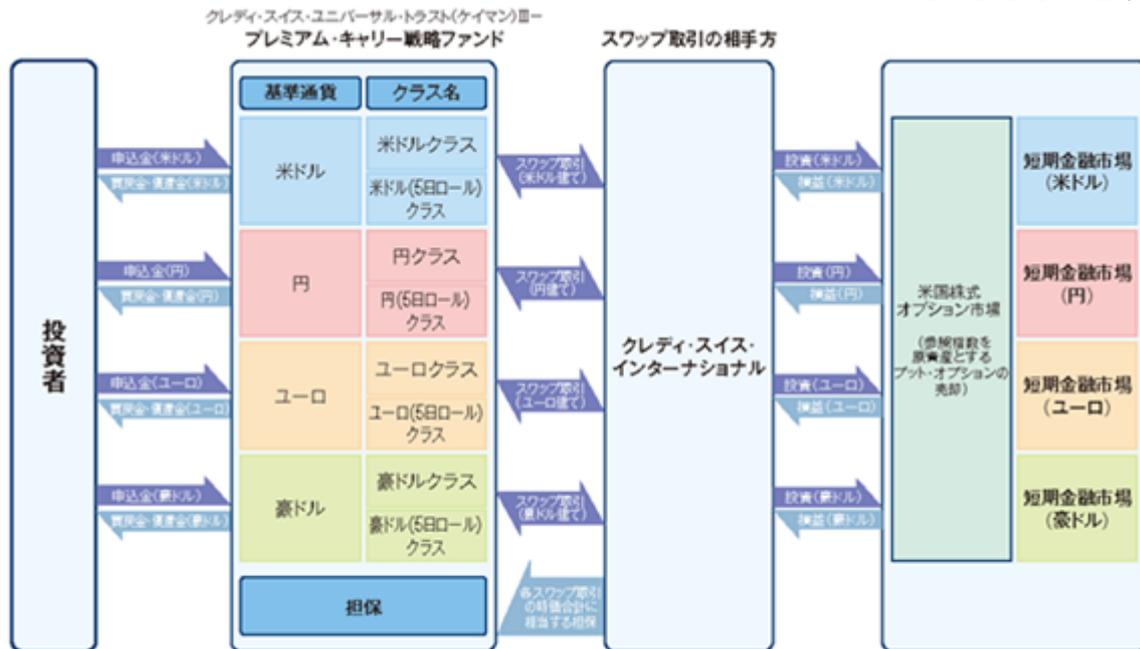
2021年10月13日 補遺信託証書締結

2021年12月21日 ファンドの運用開始

2022年11月15日 米ドル(5日ロール)クラス、円(5日ロール)クラス、ユーロ(5日ロール)クラスおよび豪ドル(5日ロール)クラス(以下総称して「5日ロールクラス」といいます。)の運用開始

(3) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み





※各クラスにおいて、各スワップ取引の組入比率を原則として100%に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、参照指数を原資産とするブット・オプション取引(売却)、および各クラスの基準通貨の短期金融市場となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社	2021年12月21日付で受託会社との間で締結の保管契約(注1)において、保管会社の業務について規定しています。 2021年12月21日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注2)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2021年11月11日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社S M B C 信託銀行	日本における販売会社	2021年11月5日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)(2022年11月6日以前の日付で締結の受益証券販売・買戻契約の変更契約で変更される。)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2021年12月15日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。

(中略)

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。
3. 資本金の額	管理会社の2023年8月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約10,746万円)です。
4. 沿革	2000年1月4日設立

5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド (香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階)	735,000株 (100%)
-----------	---	--------------------

(後略)

<訂正後>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

(中略)

担保付スワップ・カウンターパーティーとは、担保付スワップのカウンターパーティーとして選択された1つ以上の事業体です。疑義を避けるために付言すれば、UBSの事業体が担保付スワップ・カウンターパーティーとして指名されることがあります。2024年3月時点では、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(注)が担保付スワップ・カウンターパーティーです。本戦略へのエクスポージャーは、原則、担保付スワップ締結時における純資産総額の100%を表すこととなります(プット・オプションは時価評価され、満期前のいかなる時点においても未実現の損失が本戦略の評価に影響することがあることに留意が必要です。)

(中略)

(注) 担保付スワップ・カウンターパーティーは、2024年3月1日付で、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に変更しました。以下同じです。

b. ファンドの特色

(中略)

信託証書に基づき、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券を発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

(中略)

(2) ファンドの沿革

2000年1月4日 管理会社の設立

2013年12月2日 基本信託証書締結

2014年7月1日 修正信託証書締結

2014年11月24日 修正信託証書締結

2014年12月29日 修正信託証書締結

2021年10月13日 補遺信託証書締結

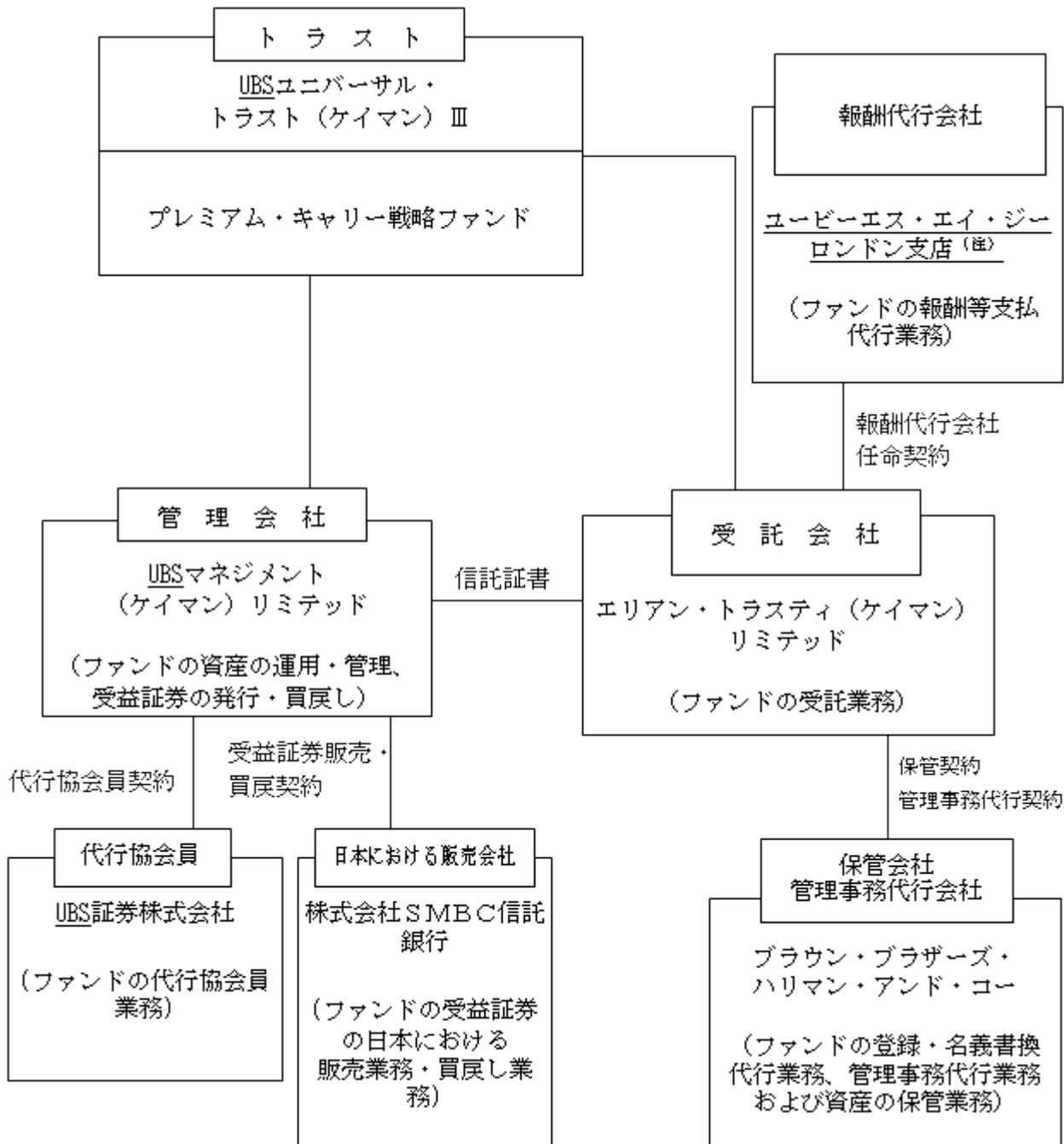
2021年12月21日 ファンドの運用開始

2022年11月15日 米ドル(5日ロール)クラス、円(5日ロール)クラス、ユーロ(5日ロール)クラスおよび豪ドル(5日ロール)クラス(以下総称して「5日ロールクラス」といいます。)の運用開始

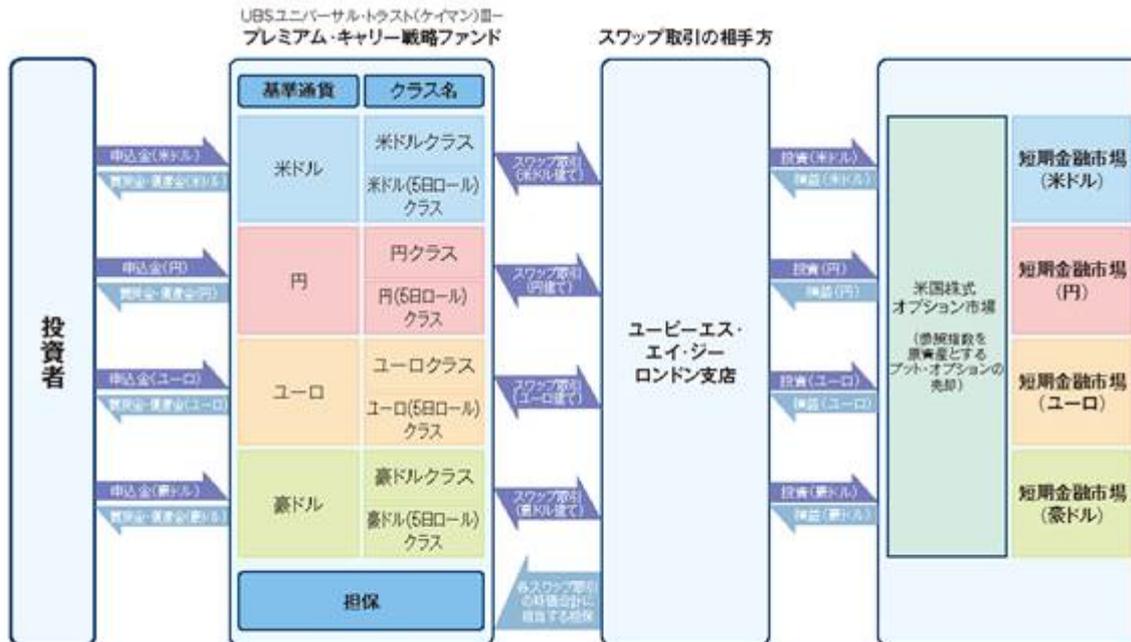
2024年3月1日 修正信託証書締結

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)」から「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)」に名称変更

(3) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み



(注) 報酬代行会社は、2024年3月1日付で、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に変更しました。以下同じです。



※各クラスにおいて、各スワップ取引の組入比率を原則として100%に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、参照指数を原資産とするプット・オプション取引(売却)、および各クラスの基準通貨の短期金融市場となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社	2021年12月21日付で受託会社との間で締結の保管契約（注1）において、保管会社の業務について規定しています。 2021年12月21日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注2）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年2月22日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社S M B C 信託銀行	日本における販売会社	2021年11月5日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）（2022年11月6日以前の日付で締結の受益証券販売・買戻契約の変更契約で変更される。）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年2月28日頃、受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注5）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。

(中略)

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。
3. 資本金の額	管理会社の2023年8月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約10,746万円）です。
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日「クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド」から「UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド」に名称変更

5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド (香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階)	735,000株 (100%)
-----------	---	--------------------

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

本戦略に関する情報

ファンドの本戦略へのエクスポージャーは、クレディ・スイス(香港)リミテッドがスポンサーとなっている指数のシリーズであるクレディ・スイス・オプション・インデックス・シリーズに属するトータル・リターン指数(以下総称してまたは個別に「クレディ・スイス・トータル・リターン指数」といいます。)を通じて以下のとおり行われます。

- 受益証券の各クラスが、同一通貨建ての一つまたは複数のクレディ・スイス・トータル・リターン指数に対応します(すなわち、米ドルクラスおよび米ドル(5日ロール)クラスの場合は米ドル建て、円クラスおよび円(5日ロール)クラスの場合は円建て、ユーロクラスおよびユーロ(5日ロール)クラスの場合はユーロ建て、豪ドルクラスおよび豪ドル(5日ロール)クラスの場合は豪ドル建てとなります。)
- 特定の指数通貨について、かかる関連するクレディ・スイス・トータル・リターン指数はそれぞれ、同一通貨建ての利益の翌日物レートによるリターンに、それがプラスまたはマイナスなものであっても、完全にさらされます(すなわち、トラストに関連する英文目論見書のファンドの受益証券の発行に関連する英文目論見書補遺の日付現在、米ドル建ての場合は米国フェデラル・ファンド実効レート(ブルームバーグのティッカー：FEDL01 Index)、円建ての場合は日本銀行の無担保コール翌日物金利(ブルームバーグのティッカー：MUTKCALM Index)、ユーロ建ての場合はユーロ短期金利(ブルームバーグのティッカー：ESTRON Index)、および豪ドル建ての場合はRBAインターバンク翌日物キャッシュレート(ブルームバーグのティッカー：RBACOR Index)です。
- プット・オプションのプレミアムは、3社以上の市場参加者から入札を募り、最も高いプレミアムが選択され、各リバランス日における相対でのオークション手続により決定されます。
- かかるオークション手続の都度、リバランスのエクスポージャーに対して、クレディ・スイス・トータル・リターン指数値の0.045%の戦略構築費用が課されます。

担保付スワップ

(中略)

担保付スワップ・カウンターパーティーは、原則としてクレディ・スイス・インターナショナルとします。将来、担保付スワップ・カウンターパーティーは、変更になる場合があります。

クレディ・スイス・インターナショナルは、イングランドおよびウェールズで設立された銀行です。2022年8月4日現在、クレディ・スイス・インターナショナルは、以下の長期優先債務格付けを受けています。「BBB+(ネガティブ見通し)」フィッチ・レーティングス・リミテッド、「A2(ネガティブ見通し)」ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド、および「A(ネガティブ見通し)」スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド。

クレジット・サポート・アネックス

担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社の義務の履行を担保するため、ファンドの受託者としての資格における受託会社および担保付スワップ・カウンターパーティーは、(a)米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスについては、2021年12月21日付で、担保付スワップに関するISDAマスター契約に付随するクレジット・サポート・アネックスを締結し、(b)米ドル(5日ロール)クラス、円(5日ロール)クラス、ユーロ(5日ロール)クラスおよび豪ドル(5日ロール)クラスについては、2022年11月15日付で、担保付スワップに関するISDAマスター契約に付随するクレジット・サポート・アネックス(以下、総称して「クレジット・サポート・アネックス」といいます。)を締結し、これらに基づき、場合によっては以下を行います。

(中略)

これに関する詳細は、クレジット・サポート・アネックスに記載され、その条件に従います。

(中略)

スワップ取引の相手方について

クレディ・スイス・インターナショナルの概要

クレディ・スイス・インターナショナルは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループであるUBSグループの一員で、イギリスおよびウェールズの会社法に基づき1990年に設立・登録されました。主な業務は、金利、為替、株式、コモディティ、およびクレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業です。

UBSグループの概要

UBSは人々とアイデアが結び付き機会が生まれるグローバルな投資のエコシステムを生成するべく力を尽くしています。UBSは、世界中の富裕層、機関投資家及び企業の顧客、そしてスイスの個人顧客に投資にかかるソリューション、金融商品、そして深い知見に基づいた情報を提供する世界トップクラスのウェルス・マネージャーであり、幅広い資産クラスの多岐な運用ソリューションを提供する世界最大級のアセット・マネージャーです。専門的な証券事業を擁し、スイスでは個人や企業顧客に対して銀行サービスを提供しています。UBSの事業戦略は、対象とする市場において特に競争力があり、資本効率が高く、長期で構造的な成長/利益を見込むことができる事業に経営資源を集中することです。

設立 1862年(前身会社の設立)

従業員数 119,100人(2023年6月末時点)

(出所)クレディ・スイス作成

<訂正後>

(前略)

本戦略に関する情報

ファンドの本戦略へのエクスポージャーは、担保付スワップの締結を通じて以下のとおり合成的に行われます。

- 受益証券の各クラスは、特定の担保付スワップに対応します。
- プット・オプションのプレミアムは、3社以上の市場参加者から入札を募り、最も高いオプション・プレミアムが選択され、各リバランス日における相対でのオークション手続により決定されます。
- プット・オプションのプレミアムは、3社以上の市場参加者から入札を募り、最も高いプレミアムが選択され、各リバランス日における相対でのオークション手続により決定されます。
- かかるオークション手続の都度、リバランスのエクスポージャーに対して、0.045%の戦略構築費用が課されます。

担保付スワップ

(中略)

担保付スワップ・カウンターパーティーは、原則としてユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店とします。将来、担保付スワップ・カウンターパーティーは、変更になる場合があります。

担保付スワップ・カウンターパーティーは、イングランドおよびウェールズにおいて支店として登録されています。2023年12月1日現在、ユービーエス・エイ・ジーは、以下の格付けを受けています。「A+(安定的見通し)」「(長期発行体デフォルト格付け)フィッチ・レーティングス・リミテッド、「Aa3(ネガティブ見通し)」「(長期優先債務格付け)ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド、および「A+(安定的見通し)」「(長期カウンターパーティー信用格付け)スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に対する信用格付けはありません。

担保付スワップ・カウンターパーティーは、実質的に以下の行為を行うことができます。

- (i) あるクラスの受益証券に関する申込代金の総額に相当する金額を受領し、これと引き換えに当該クラスの受益証券に関する本戦略のパフォーマンスを支払うことができます。
- (ii) (場合に応じて) 受託会社は、あるクラスの受益証券に関してファンドが保有する資産のパフォーマンス(もしあれば)(これには、特に管理会社および担保付スワップ・カウンターパーティーとの間で合意され、かついかなる場合も下記「(5)投資制限」の項に記載される制限の範囲内の株式または債券が含まれます。)を受領し、これと引き換えに当該クラスの受益証券に関する本戦略のパフォーマンスを支払います。

クレジット・サポート・アネックス

担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社の義務の履行を担保するため、ファンドの受託者としての資格における受託会社および担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップに関するISDAマスター契約に付随するクレジット・サポート・アネックス(以下「クレジット・サポート・アネックス」といいます。)を締結し、これに基づき、場合によっては以下のいずれかを行います。

(中略)

これに関する詳細は、クレジット・サポート・アネックスに記載され、その条件に従います。

担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーの履行を株式または債券を含む有価証券で担保するため、ファンドを代理して担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社は、BNYメロン、JPモルガンまたはユーロクリアを含みますがこれらに限定されない第三者

提供者(以下「三者間担保提供者」といいます。)と三者間担保交換契約を締結することができます。この場合、受益者は保管会社ではなく、三者間担保提供者の信用リスクにさらされます。

(中略)

◆ スワップ取引の相手方について

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店の概要

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイスの銀行であるユービーエス・エイ・ジーの支店です。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、事業を行っています。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。

UBSグループの概要

UBSは真にグローバルなウェルス・マネジメントのリーダーであり、スイス国内有数のユニバーサル・バンクです。アセット・マネージャーとして多岐な運用ソリューションを提供し、また、専門的な証券事業を擁しています。クレディ・スイス買収を経て、2023年第2四半期現在の投資預かり資産は5.5兆米ドルに上ります。UBSはお客様に個別に提供される投資アドバイスやソリューション、投資商品を通じて、お客様が投資目標を達成するためのサポートをしています。スイスのチューリッヒに本拠を置くUBSは、世界の主要金融センターを含む50以上の市場で事業を展開しています。UBSグループAGの株式はスイスおよびニューヨークの各証券取引所に上場されています。

設立 1862年(前身会社の設立)

従業員数 約119,100名(2023年6月末時点)

(出所)UBS作成

(3) 運用体制

<訂正前>

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、ならびに報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下のとおりです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・インベストメント・ソリューションズ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのクレディ・スイスの取締役です。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレクサンダー・マクレーン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むクレディ・スイスの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAAの資格も保有しています。

(中略)

運用体制等は、2023年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、ならびに報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジーロンドン支店の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下のとおりです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAAの資格も保有しています。

(中略)

運用体制等は、2023年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

(前略)

スワップ取引に関するリスク

(中略)

ファンドはクレディ・スイス・インターナショナルとのスワップ契約に基づき、クレディ・スイス・インターナショナルに対して有する債権の時価相当の適格担保をクレディ・スイス・インターナショナルより受け取ることで、信用リスクの低減を図りますが、クレディ・スイス・インターナショナルに倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた際には、運用の継続は困難となる場合があります。その場合、将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できなかったことから損失を被る可能性があります。

(中略)

担保取決め

(中略)

カウンターパーティーがファンドの口座に現金担保を預け入れる場合、現金担保は、保管会社の分離された担保口座または担保取決めの当事者間で合意されたその他の銀行口座(以下「担保口座」といいます。)に預託され、再投資の目的で使用されることはありません。担保口座から得た利息(もしある場合)は、クレジット・サポート・アネックスに基づきカウンターパーティーが要求する利息を補うのには十分でない可能性があります。その場合、利息の差は、純資産総額に影響を与えます。受領した非現金担保は、売却、再投資または差入れされません。

(中略)

担保リスク

(中略)

担保が正確に評価される保証はありません。担保が正確に評価されない限り、ファンドは損失を被る可能性があります。担保が正確に評価される場合でも、担保の評価額は、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能になった時点から担保を実現する時点までの間に減少する可能性があります。同様に、ファンドがその他の資産に投資し、担保付スワップを通じてその価値の一部を本戦略の価値と実質的に交換する場合、当該資産は、担保と同様の役割を果たし、当該資産の評価額は、担保付スワップ・カウンターパーティーが債務不履行または支払不能になった時点から担保を実現する時点までの間に減少する可能性があります。担保またはファンドが保有し、同様の目的で機能するその他資産の評価額が減少するリスクは、当該資産の実現に係る時間の長さから、流動性の低い資産の場

合により大きくなる可能性があり、当該資産は、提供された担保および/またはファンドの投資の全
てまたは重要な部分を構成する可能性があります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

スワップ取引に関するリスク

(中略)

ファンドはユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店とのスワップ契約に基づき、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に対して有する債権の時価相当の適格担保をユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店より受け取ることで、信用リスクの低減を図りますが、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた際には、運用の継続は困難となる場合があります。その場合、将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できなかったことから損失を被る可能性があります。

(中略)

担保取決め

(中略)

カウンターパーティーがファンドの口座に担保を預け入れる場合、担保は、保管会社の分離された担保口座または担保取決めの当事者間で合意されたその他の銀行口座(以下「担保口座」といいます。)に預託され、再投資の目的で使用されることはありません。担保口座から得た利息(もしある場合)は、クレジット・サポート・アネックスに基づきカウンターパーティーが要求する利息を補うのには十分でない可能性があります。その場合、利息の差は、純資産総額に影響を与えます。受領した非現金担保は、売却、再投資または差入れされません。

(中略)

担保リスク

(中略)

担保管理代理人は、あらゆる適格担保を含む資産の評価に関する専門知識を有していることがありますが、担保管理代理人が担保を正確に評価する保証はありません。担保管理代理人により担保が正確に評価されない限り、ファンドは損失を被る可能性があります。担保管理代理人により担保が正確に評価される場合でも、担保の評価額は、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能になった時点から担保を実現する時点までの間に減少する可能性があります。同様に、ファンドがその他の資産に投資し、担保付スワップを通じてその価値の一部を本戦略の価値と実質的に交換する場合、当該資産は、担保と同様の役割を果たし、当該資産の評価額は、担保付スワップ・カウンターパーティーが債務不履行または支払不能になった時点から担保を実現する時点までの間に減少する可能性があります。担保またはファンドが保有し、同様の目的で機能するその他資産の評価額が減少するリスクは、当該資産の実現に係る時間の長さから、流動性の低い資産の場合により大きくなる可能性があります。当該資産は、提供された担保および/またはファンドの投資の全てまたは重要な部分を構成する可能性があります。

(後略)

参考情報

本項を以下のとおり更新します。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

<米ドルクラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
※米ドルクラスの年間騰落率は、米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCI Eマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCI Eマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<円クラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
※円クラスの年間騰落率は、円建てで計算されています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース)
日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (円ベース)
先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (円ベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドをJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのこと。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<ユーロクラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■ 年間騰落率(右軸)
■ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
※ユーロクラスの年間騰落率は、ユーロ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(ユーロベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(ユーロベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<豪ドルクラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■ 年間騰落率(右軸)
■ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
※豪ドルクラスの年間騰落率は、豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)
日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)
先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドをJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<米ドル(5日ロール)クラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■ 年間騰落率(右軸)
■ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

※米ドル(5日ロール)クラスは、2022年11月15日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示できません。

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※米ドル(5日ロール)クラスの年間騰落率は、米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※米ドル(5日ロール)クラスは、2022年11月15日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<円(5日ロール)クラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※円(5日ロール)クラスは、2022年11月15日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示できません。

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※円(5日ロール)クラスの年間騰落率は、円建てで計算されています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※円(5日ロール)クラスは、2022年11月15日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<ユーロ(5日ロール)クラス>

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



■ 年間騰落率(右軸)
■ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

※ユーロ(5日ロール)クラスは、2022年11月15日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示できません。

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※ユーロ(5日ロール)クラスの年間騰落率は、ユーロ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ユーロ(5日ロール)クラスは、2022年11月15日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(ユーロベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(ユーロベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<豪ドル(5日ロール)クラス>

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



■ 年間騰落率(右軸)
■ 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

- ※豪ドル(5日ロール)クラスは、2022年11月15日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示できません。
- ※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※豪ドル(5日ロール)クラスの年間騰落率は、豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

- ※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※豪ドル(5日ロール)クラスは、2022年11月15日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がいないため、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)
- 日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)
- 先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド

- ※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。
- ※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドをJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

2023年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

2023年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(3) クレディ・スイス証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2023年5月末日現在 781億円

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス証券株式会社は、クレディ・スイスの日本における拠点として、総合的に証券・投資銀行業務を展開しています。日本での長い経験とグローバルな実績をもとに、株式、債券、コーポレート・アドバイザー、ファイナンス、プライベート・エクイティ、オルタナティブなど、多岐にわたるサービスを提供しています。

(中略)

(5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)(「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2023年5月末日現在の払込済株式資本は、113億6,600万米ドル(約1兆5,886億2,582万円)です。

(ロ) 事業の内容

英国法に基づいて設立され、英国に本拠地を置く銀行であるクレディ・スイス・インターナショナル(以下「CSI」といいます。)は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立されました(登記番号2500199)。1990年7月6日には、「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」という社名の無限責任会社に登記が変更され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。

CSIは、ブルーデンス規制機構(以下「PRA」といいます。)の認可を受けており、英国金融行為監督機構およびPRAによる規制を受けています。

CSIは、スイス法に基づき株式会社(Aktiengesellschaft)として設立された持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーの間接完全子会社です。登記上の本店はロンドンにあり、ワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJ、電話番号は+44(0)20 7888 8888です。CSIの取引主体識別子(LEI)は、E58DKGMJYYYJLN8C3868です。

C S Iは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、有価証券の保有者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品の取引を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。その事業は、クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイスは、世界40カ国余りで事業を展開するグローバルな金融グループです。世界有数のウェルス・マネジメントを中核に、インベストメント・バンキング、スイス・バンク、アセット・マネジメントの四分野において、世界中の事業法人、機関投資家、富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

<訂正後>

(前略)

(3) UBS証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2023年12月1日現在 約347億円

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

(ハ) 異動の理由

代行協会員の属するクレディ・スイス・グループのUBSグループとの統合に伴い、代行協会員を変更するため。

(中略)

(5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(UBS AG, London Branch)(「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2023年9月30日現在 386百万米ドル(約564億3,320万円)

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行(1862年設立)とスイス銀行コーポレーション(1872年設立)が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社(Aktiengesellschaft)として事業を行っています。また、関連するスイス法令上の

コーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合もあります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、プロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国プルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびプルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(八) 異動の理由

報酬代行会社の属するクレディ・スイス・グループのUBSグループとの統合に伴い、報酬代行会社を変更するため。

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(3) クレディ・スイス証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

(中略)

(5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

<訂正後>

(前略)

(3) UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

(中略)

(5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。